

南芦屋浜の自然【1】

第6期芦屋市環境づくり推進会議活動の記録

南芦屋浜の成り立ち①

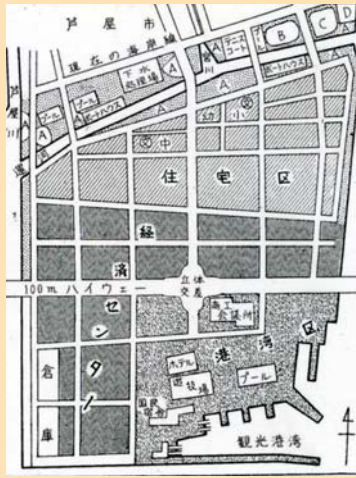
南芦屋浜の埋め立て計画

芦屋市では昭和二十六年の国際文化住宅都市建設法の施行に伴い、山地の開発や海浜の埋め立てなどの計画の検討が始まりました。

当時の人口は約四万三千人昭和二十五年で、狭小な市域を開発し十万人規模の都市を目指そうとしました。

一般的に埋め立て地には工場などの誘致を行います。芦屋市は昭和三十七年には国際文化住宅都市として工場誘致は行わず、住宅地や経済センター、文化・リゾートゾーンなどを設け、マリーナ、観光港を整備するという埋め立てプランを発表しました。期間は五カ年、工費は約三百億円で、海岸現在の防潮堤線より二キロ沖まで、約三百万平方メートルを埋め立てるといふ計画でした。

その後、神戸市や西宮市の埋め立て計画も明らかになり、高潮の発生する恐れなどの防災上の問題



本計画調査土地利用計画案によると、マリーナ(ヨットハーバー)、甲子園球場サイズの野球場、陸上競技場、テニスコートなどのスポーツ施設や文化ゾーン、ホテル、公園、遊園地の設置などが検討されています。

もあり、昭和四十一年には、埋め立て免許申請を行うなど埋め立て計画が進んでいきましたが、市が単独で行うという費用の問題や、兵庫県、阪神港、港湾計画の構想などにより、最終的には県の事業として実施されることになりました。

計画では、芦屋浜部分と南芦屋浜部分を二期に分けて埋め立て工事を行い、その間に水路を設けることにより、カヌー・レガッタなどに利用できるようにしました。平成十八年の、のじぎく兵庫国体では、カヌー競技の会場として利用されました。

南芦屋浜地区においては、昭和四十七年六月の、阪神港基本計画調査土地利用計画案によると、マリーナ(ヨットハーバー)、甲子園球場サイズの野球場、陸上競技場、テニスコートなどのスポーツ施設や文化ゾーン、ホテル、公園、遊園地の設置などが検討されています。

埋め立て工事

一方、芦屋浜地区は旧海岸線防波堤線に接して昭和四十四年十一月に工事が着工され、五十年三月に埋め立て工事が完成し、面積1.24km²(甲子園球場の約三十倍)の芦屋浜の六つの町が誕生しました。高・中・低層の各住宅地区や公園・学校その他の公共施設などを配置したこの地区には、現在では約五千八百世帯、一万三千三百人が暮らしています。

続いて着工された沖地区(南芦屋浜地区)の埋め立て工事ですが、オイルショックの影響などにより昭和五十二年には一時中断されました。その後、県企業庁・民間企業

阪神・淡路大震災の発生

平成七年一月には阪神・淡路大震災が発生しました。前年の四月には阪神高速湾岸線が開通していましたが、造成中の南芦屋浜の埋め立て地は、浜風大橋が破損し、また市内で大量に発生したガレキなどの廃棄物の仮置き場とな

るなど、大きな影響もありました(平成七年六月三十日現在で南芦屋浜にトラック十万台分、五十一万三千五百トン搬入。最終的には約百万トンにのぼりました)。ガレキの処理は震災直後から始まり、翌年の八月に南芦屋浜に設



潮芦屋の誕生

埋め立て工事は平成九年一月に竣工し、同年五月には芦屋市に編入され、地域の面積は1.26km²増えて18.57km²となりました。

平成十九年三月には南芦屋浜地域全体のネーミングを「潮芦屋」とし、人間サイズのまちづくりをコンセプトにまちづくりが行われ、住宅地の分譲や各種施設が開設されています。現在では四つの町に約二千世帯、約五千二百人が暮らしています。

このページでは、平成二十四年に、第6期芦屋市環境づくり推進会議が、活動の記録として発行した「南芦屋浜の自然」を広報誌が再編集して紹介しています。

第6期芦屋市環境づくり推進会議活動の記録「南芦屋浜の自然」を発刊しました

芦屋市環境づくり推進会議と環境課では、南芦屋浜で行った自然観察会を中心とした記録を作成しました。南芦屋浜の魚・鳥・昆虫や植物なども紹介しており、南芦屋浜のガイドブックとして利用できる内容です。

ご希望のかたには、市役所北館3階環境課で配布しています。(先着順で1人1冊です。なくなり次第終了します。)

問い合わせ 環境課 ☎38-2051



商業登記

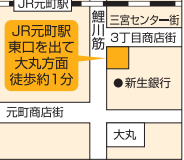
- 会社・各種法人・組合などの設立
- 役員の変更
- 商号や目的(事業内容)の変更
- 本店または支店の移転
- 合併や営業譲渡など企業再編
- 有限会社から株式会社に組織変更

毎月の返済を楽にするための債務整理や払いすぎた利息の返還請求。遺言の作成や信託などの相続税対策、成年後見をはじめ財産管理をお考えの場合にもご相談に応じます。

司法書士が直接お会いしてご相談をおうかがいます。個人の秘密は厳守いたします。

債務整理費用(税込)	
着手金	無料
減額報酬	無料
過払金報酬	経済的利益の26.25%以下
定額報酬	1社 52,500円以下
その他訴訟費用等実費をいただきます。	

あずさ司法書士法人
—神戸オフィス—
神戸市中央区三宮町3丁目7番10号 協栄ビル4F
<http://www.azusa-office.jp>
TEL.078-958-6070



広告

不動産登記

- 不動産の所有者が変わったとき(売買)(相続)(贈与)
- 不動産を担保にしたとき
- 不動産を担保にしている返済が終わったとき
- 不動産所有者が住所や氏名を変更したとき
- 不動産を貸したとき、借りたとき
- 売買の予約や、条件付・期限付で売買、贈与をしたとき

JR西宮駅南側徒歩2分(国道2号線沿い) 広告

借金問題 任意整理 自己破産 個人再生

過払金請求

☆過払金請求は、取引終了後10年で時効。お早めに！
☆借入先が分かれば、資料なしでもOK。

◎相談料：何度でも無料！

相続 **交通事故**

離婚

その他、民事事件一般
◎相談料：30分5,000円(税別)

☆法律相談：夜間・休日対応可。☆予約受付：平日9時～17時

西宮法律事務所
電話番号 0798-26-2726
兵庫県弁護士会所属 弁護士 芦原 健 弁護士 楠元 亨
西宮市松原町4番1号西宮ステーションビル302
<http://www.nishinomiya-law.jp/>

